

### Ⅲ 学校等における人権教育

学校等における人権教育は、各教科や特別の教科 道徳（以下「道徳科」という。）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、全教育活動を通じて行う。

そこで、県教育委員会では、学校等における人権教育のねらいと推進方策を定め、これを踏まえ、各学校等において人権教育を具体的に実施する。

#### 学校等における人権教育のねらい

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子供を育成する。

#### 1 人権教育実施体制の確立

##### (1) 人権教育目標の設定

人権教育目標の設定に当たっては、教育目標との関連を図るとともに、人権教育が目指す子供像を明らかにし、教育活動に位置付ける。

その際、次の点に留意する。

- 幼児、児童生徒、保護者、地域住民の人権に関する実態を把握する
- 関係法令、国、県、市町村の人権教育施策等を踏まえる。

##### (2) 校内等の実施体制の充実

人権教育が成り立つ基盤は、一人一人の存在が認められ大切にされることである。教職員が人権尊重の理念について十分理解するとともに、子供が自らの大切さを認められているという実感をもてるよう、学校（園）生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進める。

また、人権教育実施のための全体計画の作成をはじめ、内容に関わる企画・調整、人権教育の具体的な進め方及び教職員研修の企画・立案等を組織的に検討する。

- 学習や生活の基盤として、教職員と子供との信頼関係及び子供相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級（ホームルーム）経営の充実を図る。
- 子供の発達段階に応じて、全教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にす教育を推進するための学習環境を整備する。
- 一人一人の子供を尊重するという点において、人権教育と生徒指導は密接な関係があることを認識するとともに、人権教育の取組がより大きな効果を上げるように、積極的な生徒指導の取組と連携を図りながら進める。

##### (3) 研究の推進

研究の推進に当たっては、幅広い観点から実践的な研究を行い、組織的に推進することで子供の変容を促す指導内容・指導方法の工夫や改善を図る。

組織の在り方については、学校等の実態に応じて工夫し、全ての教職員が関わり、指導内容・指導方法を共有する。

## 2 人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成

### (1) 人権教育上の視点の設定

人権教育を実施するための効果的な手法として、「法の下での平等」「個人の尊重」という人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがある。学校等においては、それらの取組について、身に付けさせたい知識・技能・態度を人権教育上の視点として定め、人権教育の実施に生かしていく。

＜人権教育を通じて育てたい資質・能力＞

○ 人権についての知識・理解（知識的側面）

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識。人権に関する知的理解に深く関わるもの。

○ 行動に結びつけるための価値・態度（価値的・態度的側面）

人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるための価値や態度。人権感覚に深く関わるもの。

○ 行動に結びつけるための技能（技能的側面）

人権の本質やその重要性を客観的な知識として身に付けるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受け止め、実践行動に結びつけるための諸技能。人権感覚に深く関わるもの。

### (2) 全体計画の作成

子供及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成する。

○ 人権教育目標や実施の方針、重点課題等を設定する。

○ 学校等や地域の特色を生かした取組、ボランティア活動、社会体験、自然体験等の体験活動の充実や様々な人との交流活動の在り方を示し、子供の発達段階に応じた人権教育を実施する。

○ お互いの個性を認め合う心、他者を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心等の豊かな人間性の育成に重点を置く。

○ 同和問題については、人権課題の中に位置付け、心理的差別の解消に視点を当てる。

### (3) 年間指導計画の作成

年間指導計画の作成に当たっては、人権教育の視点を明確に位置付け、年間を通じて計画的に実施する。

○ 子供及び地域の実態に基づき、目標や視点を明確にした人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、全教職員の共通理解を図るなど、学校（園）全体の組織的な取組を進める。

○ 各教科、道徳科、特別活動、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間のねらいとの関連を図る。

- 人権感覚育成のための9つの視点（人間の尊厳・価値の尊重、生命尊重、自己尊重の感情、共感と連帯感、公平・公正、多様性の尊重・共生、コミュニケーション能力、権利と責任、参加・参画）を明確に位置付ける。

### 3 指導内容・指導方法の工夫・改善と「人権感覚育成プログラム」の活用

#### (1) 発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善

発達段階に応じ、人権の意義・内容や「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に対する理解を深め、基本的人権を尊重し様々な人権問題を主体的に解決しようとする子供の育成を目指す。

- 子供の発達段階に応じた、実践的・先進的な研究を行うとともに、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習等、主体的・対話的で深い学びを意識した指導内容・指導方法について工夫・改善する。
- 「埼玉県版人権学習に係る質問紙\*」を活用するなど、子供の人権感覚育成状況を客観的に把握することにより指導方法等の改善を図る。

なお、発達段階ごとに身に付けさせたい資質・能力や態度は、以下のとおりである。

#### 身に付けさせたい資質・能力や態度

##### <幼稚園、保育所、認定こども園>

幼稚園や保育所、認定こども園では、遊びを通して豊かな心を育成する。遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にするとともに他の人も思いやることができるなどの豊かな人間性の基礎を養う。その際、幼児に身に付けさせたい内容として、子育ての目安「3つのめばえ」\*の活用を図る。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が、幼児の豊かな人権感覚を養うことに配慮する。

##### <小学校>

小学校においては、全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成する。そのためには、児童一人一人が、主体的に活動する態度や自ら学び、自ら考える力を育成し、お互いの個性を認め合う心、相手の立場に立って他者を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を養う。

また、インターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図る。

##### <中学校>

中学校においては、小学校教育の基盤の上に立って、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しようとする積極的な態度を養う。さらに、社会の中に存在する具体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度

を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

#### <高等学校>

高等学校においては、人間としての在り方生き方についての考えを深め、自立心や自律性を高めて規律ある生活をし、生命を尊重する心を育てる。また、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度や、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度などを養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

#### <特別支援学校>

特別支援学校においては、子供一人一人の障害の状態及び特性等に応じ、具体的な指導目標や指導内容により、きめ細かな指導を行い、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し認めることができる豊かな心を育成する。また、多様な人々との関わりから、人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

さらに、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

### (2) 「人権感覚育成プログラム」の活用

「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を取り入れ、主体的・対話的で深い学びにつながる学習活動の充実を図り、子供の豊かな人権感覚を育成する。

- 自分の頭と心と身体を使って、実践的・能動的に学習することが重要であるため、「協力的」、「参加的」及び「体験的」な学習活動となるよう、指導方法の工夫・改善を図る。
- 子供にどのような変容を促すのかを明確にするとともに、子供の意識の流れに沿ってプログラムを構成し、学習活動を展開する。
- 教師は、自らも学びつつ、子供の学習を盛り上げ、促進し、手助けをする、ファシリテーターの役割を担う。

### (3) 体験的な活動の推進

人権教育を実施する上で、学校間の連携や交流を図るとともに、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実や様々な人との交流活動を積極的に取り入れ、お互いを正しく理解し、共に支え合う態度を育てる。

- 学習を通し、共に支え合う社会を実現するために、個人や地域社会がどのような役割を果たし、つながっているのかを理解し、地域の関係機関と連携するなど体験的な学習活動を充実させる。

#### (4) 関係諸機関との連携・協力

人権教育に係る諸機関の協力を得て、多様な学習活動を行うことは、子供の人権感覚の育成に大きな効果を上げることが期待できることから、各人権課題に係る様々な機関や団体、公益法人、企業やNPO等と積極的に連携し、人権教育の一層の充実を図る。

#### (5) 校種間の協力と連携

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てる。特に、幼児期の教育については人格の基礎を培う重要な役割を担っていることを踏まえ、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校及び特別支援学校との一層の連携と指導の工夫を図る。

#### (6) 道徳教育の充実

道徳教育の全体計画と道徳科の年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置付け、子供の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実させる。

また、本県の特徴を生かした「彩の国の道徳」\*等の教材を活用し、人権教育を実施する。

#### (7) 総合的な学習（探究）の時間の活用

地域の人々の協力を得る、地域の学習機関や学習環境を積極的に活用するなど、多様な学習形態、指導体制の工夫を行い、人権教育を実施する。

#### (8) 人権教育に関する学習教材の整備

人権問題に関する教材を選定・開発し、必要に応じて継続的に増補・改定し、人権教育に関する学習教材の整備を行う。

- 子供の主体的な学習が促されるよう、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の学習形態や手法等を取り入れる教材の選定・開発を行う。
- 子供が、身近な人権問題の中にある偏見や差別の不合理性に気付くとともに、様々な人権問題を分かりやすく学べる教材の選定・開発を行う。

### 4 教育相談体制の充実

#### (1) 研修を生かした教育相談体制の充実

総合教育センターや教育委員会で行われる生徒指導・教育相談研修会の修了者が各学校等において中心となり、子供の悩みや不安等を解消するために、学校教育相談体制の充実を図る。

#### (2) 専門職を活用した教育相談体制の充実

学校が組織として、子供の実情や課題に応じた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー\*等を配置し、教育相談体制の充実に努める。

### (3) 関係機関との連携の強化

スクールソーシャルワーカー等とともに専門的な指導・援助が得られる関係機関との連携に努める。特に子供の健全育成、人権課題の解決に関しては、関係機関との連携を強化するとともに教育相談以外の関係機関との連絡も強化する。

## 5 教職員の研修の実施

### (1) 計画的、継続的な研修の実施

人権教育の一層の改善・充実を図るため、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図れるような研修を計画的、継続的に実施する。

- 人権及び人権問題の正しい理解を図り、人権課題の解決に向けて意識を高める。
- 自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付ける。

### (2) 指導力を高める研修の実施

人権教育を効果的に実施するために、教職員の指導力を高める研修を実施する。

- 事例研修会、授業研究会、研修報告会等を計画的に実施する。
- 人権課題ごとの指導者を招き、個別の人権課題についての理解を深める研修を実施する。
- 「人権感覚育成プログラム」の学校での活用を推進するための研修を実施する。

## 6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

### (1) P T A活動等への位置付け

学校等や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深める。

「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習をP T A活動等に計画的に位置付けて実施することで、保護者等の人権感覚の育成を図る。

### (2) 家庭との連携

家族愛や親子のふれあいの大切さを呼び掛けるとともに、積極的に情報を提供して相談の機会を設けたり、「家庭用『彩の国の道徳』」等の資料の活用を呼び掛けたりして、学校等と家庭との連携を密にする。

### (3) 幼児期の教育・小学校教育相互の連携

家庭の中で育てられた思いやりの心や生命を尊重する心等を更に育むために、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校及び特別支援学校が連携を深める。

### (4) 社会に開かれた学校等としての役割

学校と家庭や地域社会が目標を共有し、連携・協働した取組を推進することを通して、地域住民の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫を行う。

- 自校の人権教育のねらいや実施内容、方法等について、家庭や地域の人々に学校便り等で通知するなど、理解と啓発を進める。